

令和 3 年 9 月 3 0 日

○条例

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例の一部を改正する条例

おだわら市民交流センター条例の一部を改正する条例

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○規則

おだわら市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例附則第 1 0 条の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 9 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 0 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部小田原市学区審議会の項の次に次のように加える。

小田原市新し い学校づくり 検討委員会	新しい学校づくりの推進に関する事項につき、 教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その 結果を報告し、及び必要と認める事項につい て意見を具申すること。	1 2 人以内
---------------------------	--	---------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和 4 4 年小田原市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 小田原市いじめ防止対策調査会の項の次に次のように加える。

小田原市新しい学校づくり検討委員会	委員	1 5, 0 0 0 円以内
-------------------	----	----------------

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 9 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 1 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 5 0 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項の表中「第 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 2」に改める。

第 1 2 条第 3 項中「第 4 条の 7」を「第 4 条の 3」に改める。

附則第 1 7 項中「第 3 0 項」を「第 3 1 項」に改める。

附則第 2 8 項の前の見出しを「（令和 4 年度分及び令和 5 年度分の種別割の税率の特例）」に改め、同項中「の軽自動車」の次に「のうち、自家用の乗用のもの」を加え、「平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで」に、「令和 2 年度分」を「令和 4 年度分」に、「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで」に、「令和 3 年度分」を「令和 5 年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

3, 9 0 0 円	1, 0 0 0 円
1 0, 8 0 0 円	2, 7 0 0 円

附則第 3 2 項を附則第 3 3 項とし、附則第 3 1 項を附則第 3 2 項とする。

附則第 3 0 項中「附則第 3 0 条第 4 項各号に掲げる」を「附則第 3 0 条第 8 項の規定

の適用を受ける 3 輪以上の」に改め、「のうち 3 輪以上のもの」を削り、「除く」を「除き、営業用の乗用のものに限る」に、「平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで」に、「令和 2 年度分」を「令和 4 年度分」に、「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで」に、「令和 3 年度分」を「令和 5 年度分」に改

め、同項の表を次のように改める。

3, 900円	3, 000円
6, 900円	5, 200円

附則第30項を附則第31項とする。

附則第29項中「附則第30条第3項各号に掲げる」を「附則第30条第7項の規定

の適用を受ける3輪以上の」に、「のうち、3輪以上のもの」を「（営業用の乗用のものに限る。）」に、「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「令和2年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「令和5年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

3, 900円	2, 000円
6, 900円	3, 500円

附則第29項を附則第30項とし、附則第28項の次に次の1項を加える。

29 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第26条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、同条第2号アの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3, 900円	1, 000円
6, 900円	1, 800円
3, 800円	1, 000円
5, 000円	1, 300円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1項の表及び第12条第3項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第28項から第31項までの規定は、令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

おだわら市民交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 9 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 2 号

おだわら市民交流センター条例の一部を改正する条例

おだわら市民交流センター条例（平成 2 7 年小田原市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

会 議 室 9		3 0 0	3 0 0	を に
会 議 室 9		3 0 0	3 0 0	
会 議 室 1 0		3 0 0	3 0 0	
会 議 室 1 1		5 0 0	6 1 0	

改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 9 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 3 号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会	下水道管路包括的維持管理業務を行う事業者の選定等に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	5 人以内
----------------------------	---	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

おだわら市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 9 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 4 2 号

おだわら市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

おだわら市民交流センター条例施行規則（平成 2 7 年小田原市規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項の表中「及び会議室 9」を「、会議室 9、会議室 1 0 及び会議室 1 1」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市国民健康保険条例附則第10条の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月30日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第43号

小田原市国民健康保険条例附則第10条の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例附則第10条の規則で定める日を定める規則（令和2年小田原市規則第46号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年9月30日」を「国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に対する国の財政支援の適用期間の末日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 9 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 4 4 号

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成 2 7 年小田原市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「次のア又はイに掲げる」を「特定被監護者等のうち 2 番目の年長者である」に改め、同号ア及びイを削り、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 特定被監護者等（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である満 3 歳未満保育認定子ども 0 円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、令和 3 年 1 0 月分以後の月分の利用者負担額について適用し、同年 9 月分以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。